

香美市森林経営管理事業に関する協定

香美市（以下「甲」という。）と（森林所有者氏名）（以下「乙」という。）とは、香美市森林管理規程第6条に基づき、香美市森林経営管理事業の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、第2条に掲げる森林について、間伐等を推進することで健全な森林の育成を行い、森林の持つ公益的機能を将来にわたり高度に発揮させることを目的とする。

（期間及び区域）

第2条 協定の期間は、施行日から 年 月 日まで（年度内）とし、対象となる森林の区域は別紙1に定める。

2 この協定の目的の達成上特に必要のある場合は、甲、乙協議のうえ、この協定を更新することができる。

（施業の内容）

第3条 甲は、森林の持つ公益的機能を高度に発生させるため、協定対象森林の状況を踏まえつつ、別紙1に記載する主要事業を目的とする施業を実施する。

2 甲は、当該森林の管理のため森林の巡視を行うものとする。

（森林保険）

第4条 気象災害等により協定対象森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行う事とし、復旧内容は甲、乙協議により定める。

2 甲は、甲の費用負担に置いて乙を被保険者として協定対象森林に育成する樹木について森林保険に加入することとし、乙はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは甲がこれを行うものとする。

3 甲が2により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、乙に支払われる保険金があるときには、乙は当該保険金の請求及び受領を甲に委任するものとし、甲が当該保険金を復旧の用に供するため、乙は当該保険金全額を甲に帰属させるものとする。

（費用の負担等）

第5条 第3条に定める事業に要する費用については、乙の負担はないものとする。

2 木材の販売収益が発生した場合については、甲から乙に対して金銭の支払は行わない。

3 対象とする森林に対する租税公課若しくは林道その他の公共施設の設置に伴い課される負担等は、乙が負担する。

（当事者の義務）

第6条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

（1）甲の義務

甲は、協定対象森林について、事業により適切な森林整備を実施するものとする。

（2）乙の義務

ア 乙は、協定対象森林で実施される事業に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

イ 協定期間終了後10年間は対象とする森林を皆伐しないこと。

ウ 対象とする森林の境界及び所有検討の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること。

（協定の承継）

第7条 協定の期間中に、対象森林の所有権当の移転があった場合には、乙は所有権等の移転を受けた者に対しこの協定の承継を行い、速やかに甲に届け出るものとする。また、相続により所有権等の移転を受けた者は、この協定を承継し、速やかに甲に届け出るものとする。

2 前項の場合において、所有権等の移転を受けた者がこの協定の承継を拒んだ場合には、甲が対象森林の整備のために負担した経費の額を上限として甲が提示する額を、乙は速やかに甲に支払うものとする。また、相続により所有権等の移転があり所有権等の移転を受けた者がこの協定の承継を拒んだ場合には、甲は当該所有権の移転を受けた者に請求するものとする。

3 乙は、協定の期間中に住所（法人にあっては所在地）又は氏名（法人にあっては名称）に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。ただし、代表者の氏名のみに変更があった場合は、この限りではない。

（特別の事情による協定の失効）

第8条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

（1）対象とする森林の全部又は一部が公用、公共用又は公共事業の用に供されるとき。

（2）火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象とする森林の全部又は一部が滅失したとき。

（損害の賠償）

第9条 甲の責めに帰すことができない事由によって乙に不利益が生じたときは、甲は損害賠償責任を負わない。

（協定の変更及び廃止）

第10条 この協定の変更又は廃止は、甲、乙の協議のうえ、これを行うものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項については、甲、乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成、甲、乙2者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

